

小山市都市と緑のマスタープラン

【全体構想 概要版】



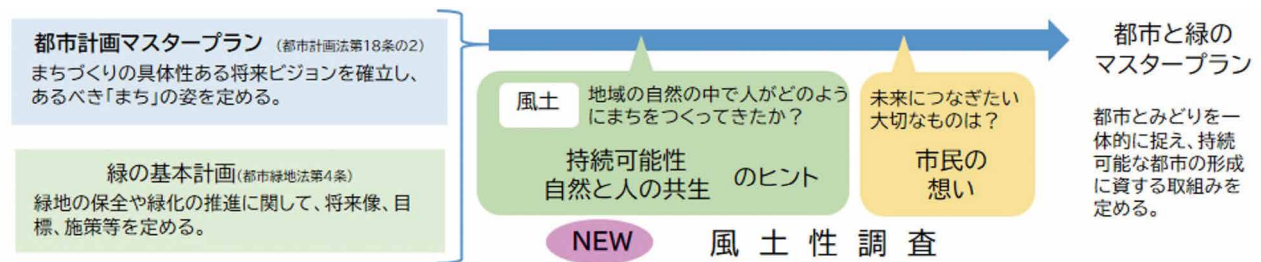
令和6(2024)年3月



1 都市と緑のマスタープランとは？

都市環境と田園環境が調和した「田園環境都市おやま」を将来に渡り持続的に発展させるため、都市計画マスタープランと緑の基本計画を統合し、一体的な計画として「小山市都市と緑のマスタープラン」を策定します。

策定にあたって、小山市の本質的・総合的調査を行う「風土性調査」を実施し、その成果を基礎資料として活用しました。



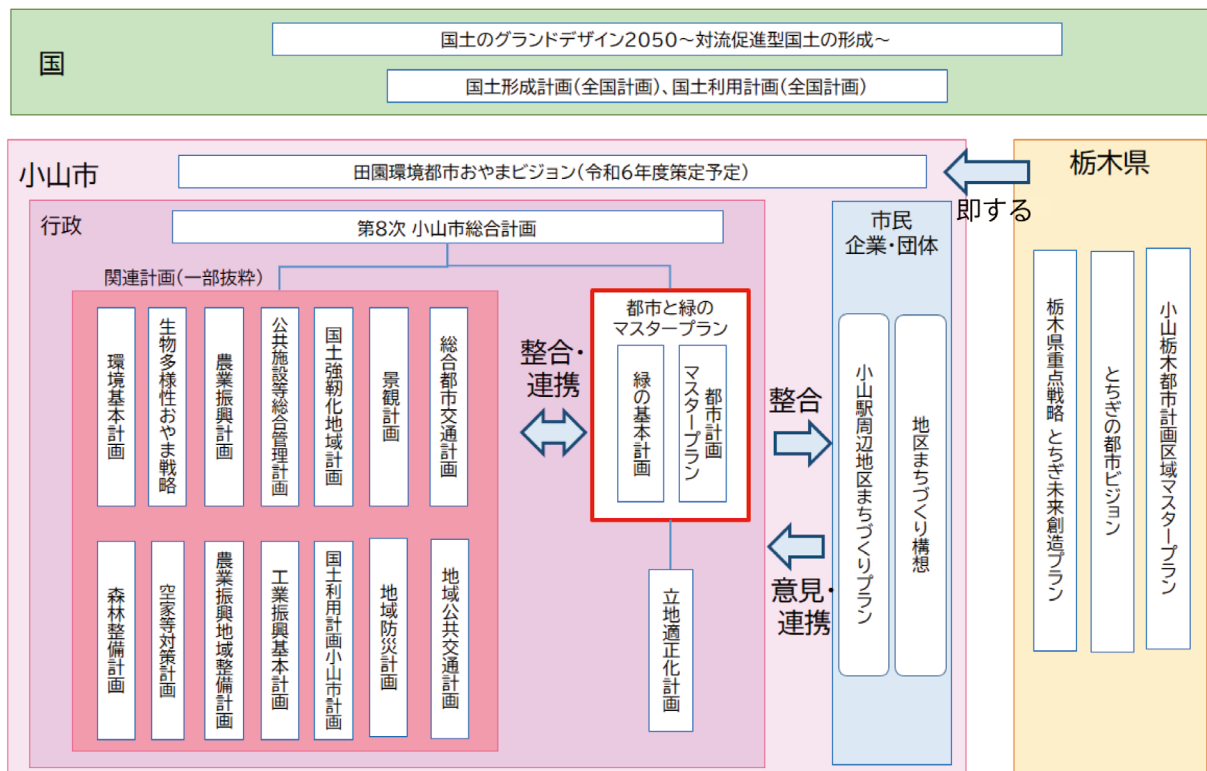
2 計画の概要

「田園環境都市おやまビジョン」と「総合計画」を上位計画とし、交通、景観、歴史、自然環境、生物多様性、防災等の関連計画との整合を図りつつ、国や県の計画・方針等に即して策定します。

また策定にあたっては「小山駅周辺地区まちづくりプラン (PLAN OYAMA)」や「地区まちづくり構想」などの市民や団体等の策定する計画と整合・連携するものとします。

目標年度 令和22(2040)年度

計画期間 令和6(2024)年度から令和22(2040)年度



3 小山市の現況

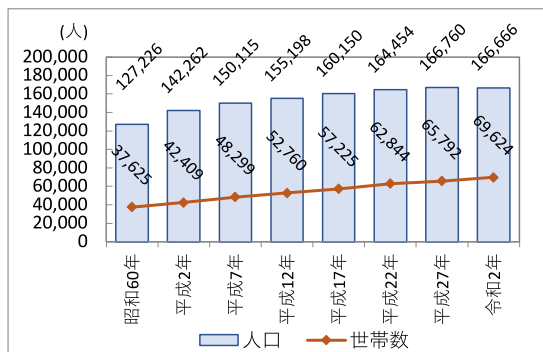
●概要



人口	166,876 人
うち、市街化区域	126,717 人
うち、市街化調整区域	40,159 人
面積	17,175 ha
うち、市街化区域	3,355 ha
うち、市街化調整区域	13,821 ha

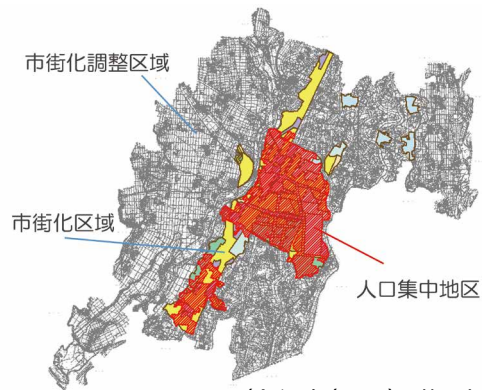
※端数調整により内訳と合計
が合わないことがあります。 (令和6(2024)年4月時点)

●人口の推移



平成 22 (2010) 年以降、人口はほぼ横ばいですが、令和 2 (2020) 年の国勢調査でははじめて人口が減少し、今後も人口減少が進むと予測されています。

●人口集中地区の状況



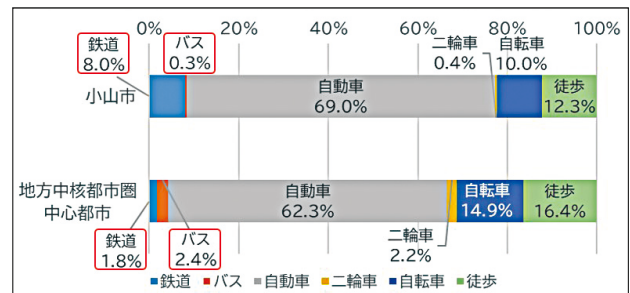
(令和2年(2020)国勢調査時点)

市街化区域(※)の面積に対する人口集中地区の面積は 78% であり、コンパクトな市街地が形成されています。

※工業専用地域を除く

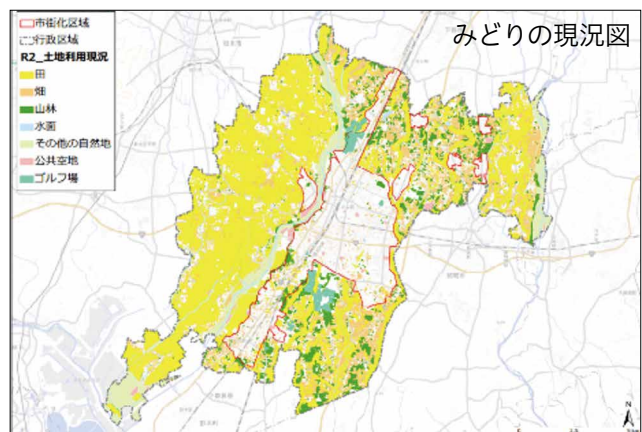
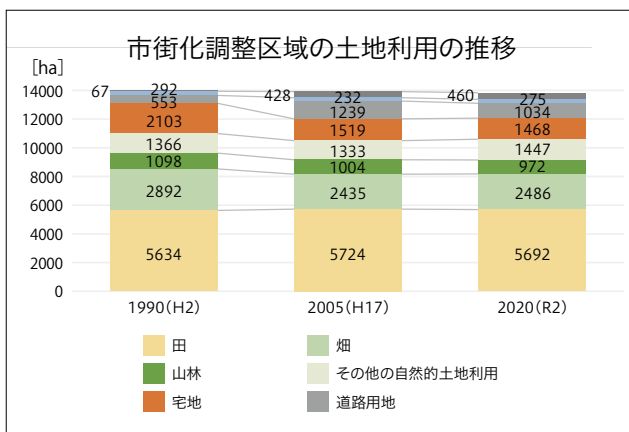
●交通分担率

同規模の都市と比べて、鉄道の交通分担率が高い一方で、バスの分担率が低くなっています。



●みどりの現況

市の東西の低地には水田が、中心部の台地には畑や山林が広がっていますが、都市化に伴い田畑や山林が徐々に減少しています。



(令和2年(2020)基礎調査時点)

4 風土性調査から見える小山市の姿

小山市の自然

河川の浸食により
市の東西の低地
中心部の台地
が形作られる。

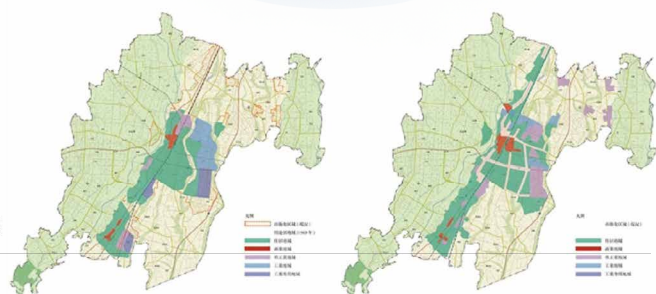
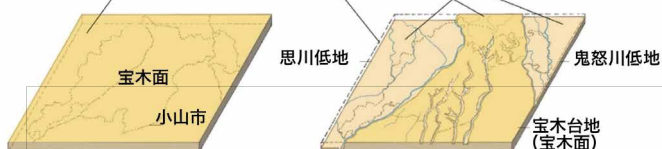
小山市の歴史

低地では農業
台地には街道や宿場
郊外での農業が
近代化を支えてきた

1.更新世(258万年前-1万1700年前)の
河川堆積物等

2.最寒冷期(約2万年前)に
河川が地表を浸食

3.完新世(1万1700年前-現代)の
河川堆積物等



昭和38年(1963年)策定の小山市街地開発整備計画における整備区域 現在指定される市街化区域



人間

・土地利用
・生業・産業
・歴史・文化 等

人間と自然の関わりから
風土の成り立ち
が見えてくる

自然

・地質・地形
・気候
・生態系 等

市域を見つめ直し
「持続可能性」を
探るきっかけに

風土の成り立ちから見えてくるものは...

自然に人が支えられて 今のまちがある

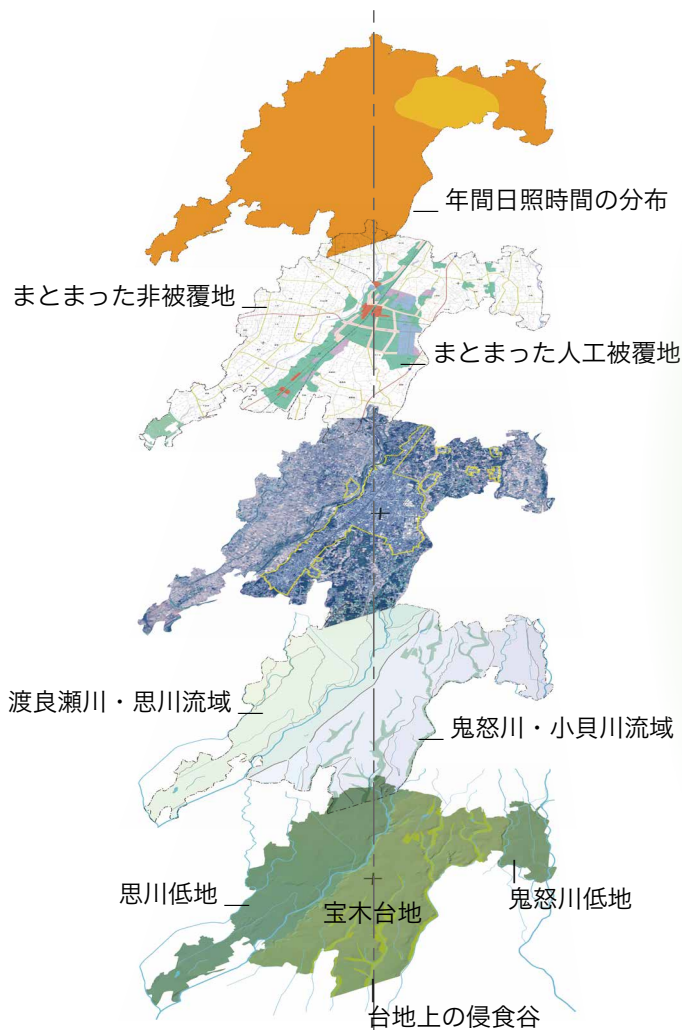
ということ

持続可能な土地利用
世界的な環境問題への地域的な対処

が重要

これからのまちづくりに必要な視点

都市環境と田園環境が調和した「田園環境都市おやま」を将来に渡り持続的に発展させていくためには、市域の地形や植生、水循環を基盤として自然からの恩恵を受けられる機会と量を増やしながら、持続的な土地利用を図る必要があります。



- 風土と歴史・文化を踏まえた土地利用とすること
- 人間活動から生じる環境負荷の低減が図られること
- 田園環境および都市環境が調和し、持続することができること
- 田園環境を保全、育成し、そこから得られる恩恵を持続することができること
- そこに暮らす人々が健康で文化的な営みを持続することができること



5 都市づくりに対する市民の意向

アンケート調査

■ 今後のまちづくりについて

- ・ 総合的に見た暮らしやすさに満足している方が多い。

満足度 高：身近な買い物の便利さ

周辺の居住環境、鉄道の利便性

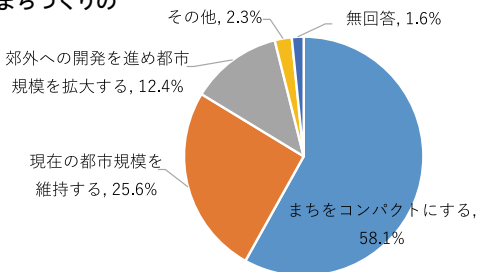
満足度 低：歩行者の安全性、バスの利便性

道路の管理状況

- ・ まちの規模は維持もしくは縮小

- ・ 身近な生活環境が整っていて、ウォーカブルなまちが望まれている。

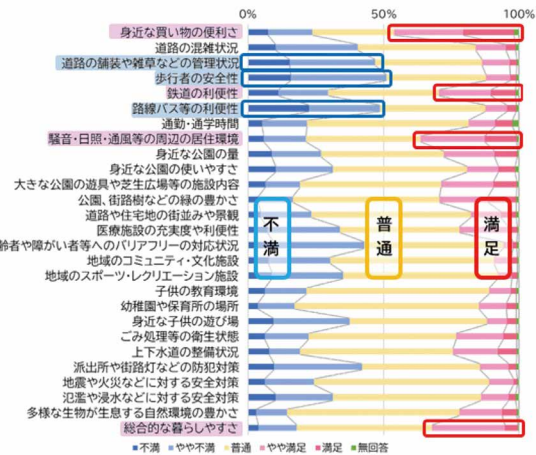
今後のまちづくりの方向性



市民が希望する小山市の将来像

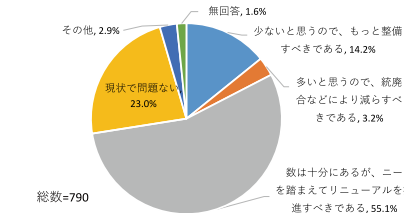
1	身近な生活環境が整ったまち
2	鉄道や路線バスなどの公共交通が充実し、 自家用車以外でも移動できるまち
3	都市と田園が調和した持続可能なまち

生活環境に対する満足度



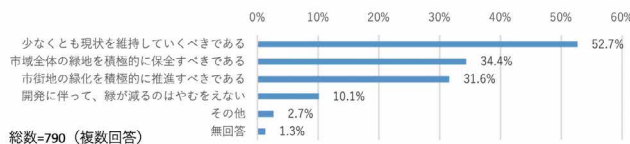
■ みどりの保全について

今後の公園の数や配置の方向性



- ・ 公園は新設よりもリニューアル
- ・ 緑地の保全や緑化の推進が望まれている。

緑地の保全に対する考え方



市民懇談会

■ 市民参画・協働

- ・ 市民が参画しやすい環境づくりを。
- ・ 若者の参画を促す仕組みづくりを。
- ・ 多くの市民から意見を吸い上げられるような参加企画を。

■ コンパクト・プラス・ネットワーク

- ・ コンパクトシティの推進と交通インフラの整備は同時に行う必要がある。
- ・ まちのコンパクト化の課題として、郊外の過疎化等の問題をどうするか検討が必要。
- ・ コミュニティバスは、他市町と連携すべき。

■ 防災・減災

- ・ 食料需給なども含め、大災害に備えるまちづくりを行う。
- ・ 地域のつながりの強化やインフラの整備が重要。

■ みどりの保全

- ・ 農地、平地林等の豊かな田園環境の保全を。
- ・ 農業の担い手確保や耕作放棄地への対処を。
- ・ 災害に強いまちづくりを。
- ・ まちの中心部に緑を感じる空間を。

6 都市づくりにあたっての視点

● 田園環境都市おやま

交通利便性の高さに加え、産業のバランスがとれた都市と、その周辺に広がる農地や平地林の自然豊かな田園環境が調和した小山市の姿を未来につなぐ持続可能なまちづくりが必要であり、「市民との協働」「自然環境への配慮」が重要です。



● SDGs(※)の考え方

SDGs は、国連において採択された、令和 12 (2030) 年までに実現すべき 17 の国際社会共通の目標のことです。

持続可能性をキーワードに「社会」「環境」「経済」のバランスを取っていくことが重要です。「ウェディングケーキモデル」は自然環境を基盤として社会が構成され、社会の基盤の上に、経済活動があるという考え方を示しています。



※持続的な開発目標 (Sustainable Development Goals) の略称

● 自然に根差した解決策(NbS)

「自然に根ざした解決策 (Nature based Solutions, NbS)」とは、社会課題に効果的かつ順応的に対処する方法で、自然および改変された生態系を保護し、持続可能に管理し、回復させることで、人間の福利と生物多様性の両方に利益をもたらす行動をさします。

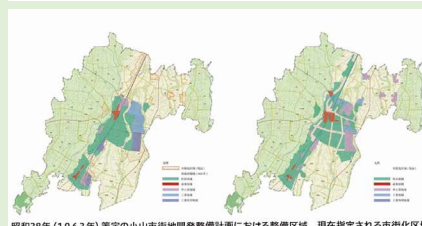
生態系を基盤とした災害リスク軽減 (Eco-DRR) や自然の様々な機能をまちづくりに活用するグリーンインフラなど、自然や生態系を基盤に主要な社会課題に取り組む各種アプローチが取り上げられてきましたが、「自然に根ざした解決策 (NbS)」はそれらを包括する概念です。



● 風土に根差したまちづくり

川の浸食により市の東西に位置する「思川低地」と「鬼怒川低地」が形作られ、削り残された部分が「宝木台地」となりました。低地部分では農業が行われ、台地の部分は近代から都市が整備されました。

市域の地形と植生、水循環を基盤として自然からの恩恵を受けられる機会と量を増やしなが、持続可能な土地利用を図る必要があります。



今後のまちづくりにあたっては

風土を踏まえた土地利用
環境負荷の低減

都市と田園の調和

グリーンインフラの推進

持続可能性の確保

が重要です。

7 計画の基本理念

人口減少や災害の激甚化・頻発化等の社会情勢の変化に対応した持続可能なまちづくりを推進するため、都市づくりにあたっての視点等を踏まえ、基本理念・基本目標を定めます。

「都市環境」と「田園環境」が調和した 緑の都市づくり

8 計画の基本目標

基本目標 1



市民参画・協働の都市づくり

市民・企業・市がともに地域の課題の解決に取り組み、魅力ある地域づくりを積極的に展開する「協働のまちづくり」を推進します。市民がまちづくりに参画しやすい環境を整備するとともに、主体的なまちづくりを実施、支援できる人材の育成を推進します。

第4章

市民参画・協働



基本目標 2



恵まれた田園環境に囲まれた コンパクトで輝くまちのネットワーク化

適切な都市機能の集約・維持を図るとともに、居住を誘導し、まちの中心拠点と地域の拠点をつなぐ交通ネットワークの構築を図り、安心・安全で持続可能なまちづくりを推進します。まちなかの交流・滞在空間を創出する取り組みを行い、ウォークアブルシティの実現を目指します。

第5章

都市

(都市計画マスタープラン)



基本目標 3



都市と田園の持続可能な 循環型システムの推進

カーボンニュートラルや生物多様性に配慮したまちづくりを目指すため、公園緑地等のみどりのネットワークの保全に務めます。また、自然の持つ多様な機能を積極的に活用し、安心・安全で持続可能な循環型の社会基盤の構築を目指します。

第6章

みどり

(緑の基本計画)



9 将来都市構造

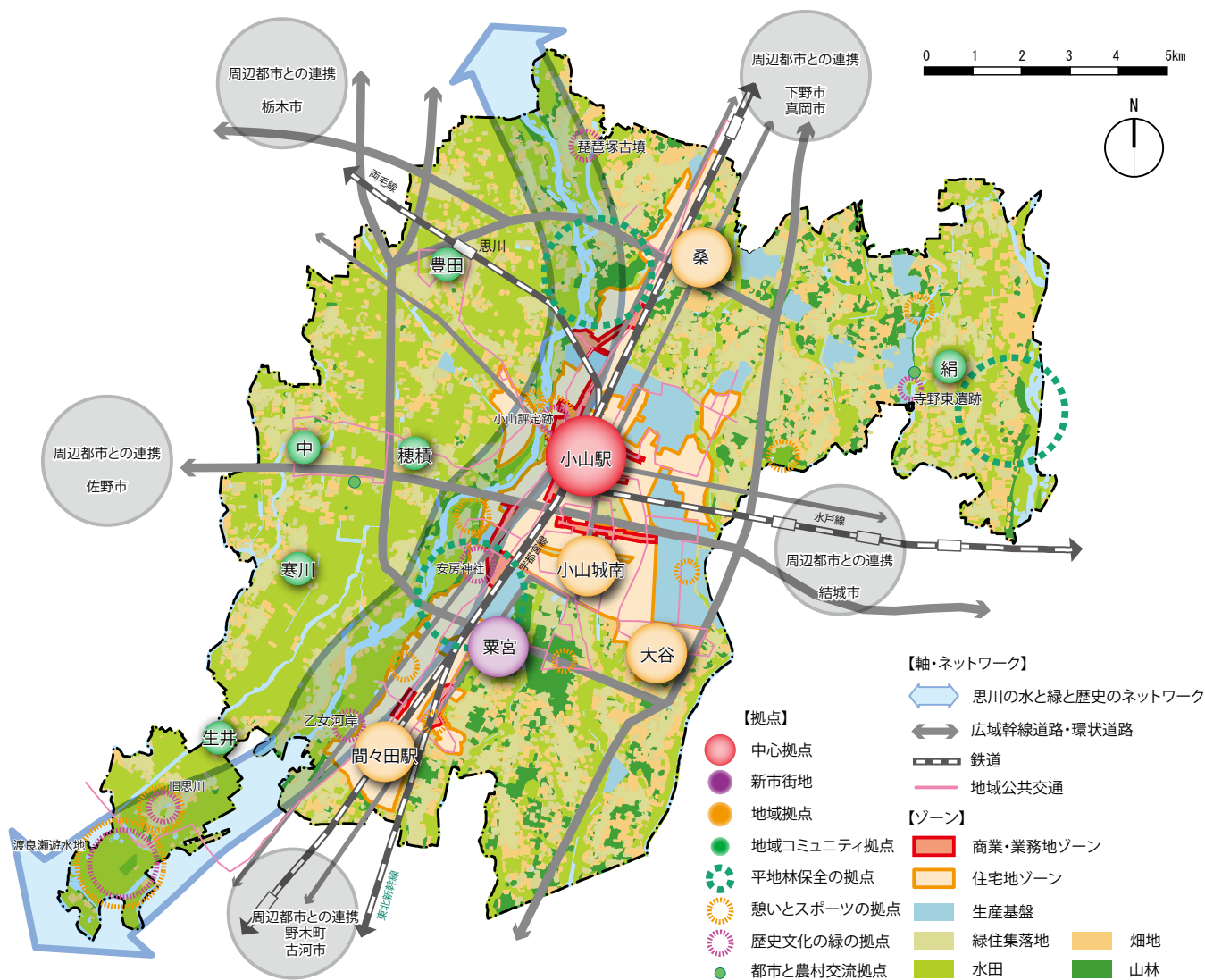
安心・安全で持続可能なまちを築いていくため、目指すべき将来都市構造を設定します。

コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進する

- ・市の中心部（小山駅周辺）へ都市機能を集積するとともに、生活利便性を確保する地域拠点を設定。
- ・交通ネットワーク（道路、公共交通）を形成し、拠点同士の連携を強化。
- ・まちなかはウォーカブルに。

持続可能な循環型の社会基盤を構築する

- ・都市と田園のバランスがとれた現況を守りながら、公園緑地を中心にグリーンインフラとしての活用や、カーボンニュートラルや生物多様性に配慮した安心・安全なまちづくりを推進。



10 計画の体系

基本理念

「都市環境」と「田園環境」が調和した
緑の都市づくり

基本目標	方針および取組み	
市民参画・協働の 都市づくり	市民参画・協働	●市民・教育機関・事業者・行政の協働 ●まちづくりにおける行政の役割
	協働のまちづくり	●地区まちづくり活動 ●地区まちづくり活動の今度の方針 ●小山駅周辺地区まちづくりプランに関する取組み
	公共空間・遊休不動産の活用	●街路空間・水辺空間・公園空間の活用 ●遊休不動産の活用
恵まれた 田園環境に囲まれた コンパクトで 輝くまちの ネットワーク化	土地利用	●市街化区域 ・住宅系土地利用 ・商業・業務地系土地利用 ・工業系土地利用 ●市街化調整区域 ・田園・自然系土地利用
	交通・道路体系	●ウォークアブルシティの整備 ●公共交通体系の整備 ●道路交通体系の整備
	防災	●都市の防災性向上 ●災害時の防災拠点・体制
	都市と田園の 景観形成	●「都市環境」の景観形成 ●「田園環境」の景観形成
	住環境	●公共公益施設 ●供給処理施設等
都市と田園の 持続可能な 循環型システムの推進	みどりの確保目標	●緑地の確保目標 ●都市公園として整備すべきみどりの目標
	みどりの保全および 緑化の推進のための 施策	●施設緑地の整備・活用・管理方針 ●地域制緑地の保全・活用方針 ●施設緑地の緑化の推進 ●地域制緑地によるみどり空間の保全・活用 ●緑化の推進に向けた体制強化
	みどりの配置方針	●みどりのネットワークの形成 ●機能別および総合的な配置方針

11 市民参画・協働

市民・教育機関・事業者・行政のそれぞれの主体が、お互いの立場を超えて連携・協力し、それぞれの強みを生かして地域の課題の解決に取り組み、魅力ある地域づくりを積極的に展開する協働のまちづくりを推進します。



地域課題の解決

持続可能な
まちづくりの実現

地域の魅力の向上

■ まちづくりにおける行政の役割

行政は、情報の公開、市民参画の場づくりや支援等を積極的に進めながら個別の施策を展開し、まちづくりを着実かつ具体的に展開していく役割を担っています。また、施策の立案・実施にあたっては、庁内部局間の調整、国や県、周辺都市との適正な連携・分担により計画的かつ効率的に実施します。

■ 協働のまちづくり

● 地区まちづくり活動

「小山市地区まちづくり条例」に基づく地区まちづくり活動を通して、地区の将来像やそれを実現するための取組みを継続して実施します。道路や公園等のハード整備が概ね実現してきていることから、今後はまちの活性化を目的としたソフト面の活動の充実を目指します。



● 小山駅周辺地区まちづくりプラン（PLAN OYAMA）

- ・地区の現状を改善し持続可能なまちにしていけるためには、地区の抱える課題等を整理し、目指すべきエリアの将来ビジョンを共有しながら、市民、事業者、行政が連携し、地区全体でまちづくりに取り組んでいくことが必要です。
- ・「PLAN OYAMA」をはじめとする民間のまちづくりビジョンと適宜連携しながら取組みを推進していきます。

■ 公共空間・遊休不動産の活用

市民・事業者・行政が連携して、市内の「街路」「水辺」「公園」等の「公共の不動産」と、空き家・空き店舗・駐車場等の「民間の不動産」の利活用を促進し、まちなかの魅力の向上や居心地の良い空間の創出により、ウォーカブル（※）シティの実現に取り組めます。

※道路や沿道建築物、公園等まちなかを、
居心地良く歩きたくなること



土地利用

市街化区域の土地利用の方向性

コンパクトシティの形成

- 生活サービスやコミュニティの持続性の確保を図ります。
- 計画的で地域の実情に応じた適正な土地利用・機能を配置し、都市基盤の整備と併せ、空き家・空き地、低未利用地等の有効利用を図るとともに、秩序と均衡ある市街化を維持します。

■ 住宅系土地利用

道路や公園、上下水道等の都市基盤の維持・整備、良好な街並みの形成、地区の特性や風土を背景とした緑化等の住環境整備により、安全・快適な住宅地の形成を図ります。

また、空き家等の利活用やまちな
か居住施策の推進により人口密度の
維持に努めます。

- 專用住宅地（低層）
- 專用住宅地（中高層）
- 一般住宅地

■ 商業・業務地系土地利用

駅周辺では、都市基盤の維持・整備を図るとともに、商業・業務や医療、福祉、文化等の多様な都市機能の充実や、にぎわいの創出を図ります。

また、幹線道路沿道では、周辺の住環境に配慮しながら、日常生活の利便に供する商業施設等の立地を図ります。

- ・ 中心商業・業務地
- ・ 地域商業・業務地
- ・ 沿道商業・業務地

■ 工業系土地利用

企業間や市民との交流、周辺環境との調和・共存を図りながら、既存工業団地等の活用とともに、適正な用途純化および環境改善を図ります。交通環境等の立地利便性を活かし、産業拠点や企業誘致の促進につながる計画的な基盤整備を検討します。

- ・工業・流通業務地
- ・住工複合市街地

市街化調整区域の土地利用の方向性

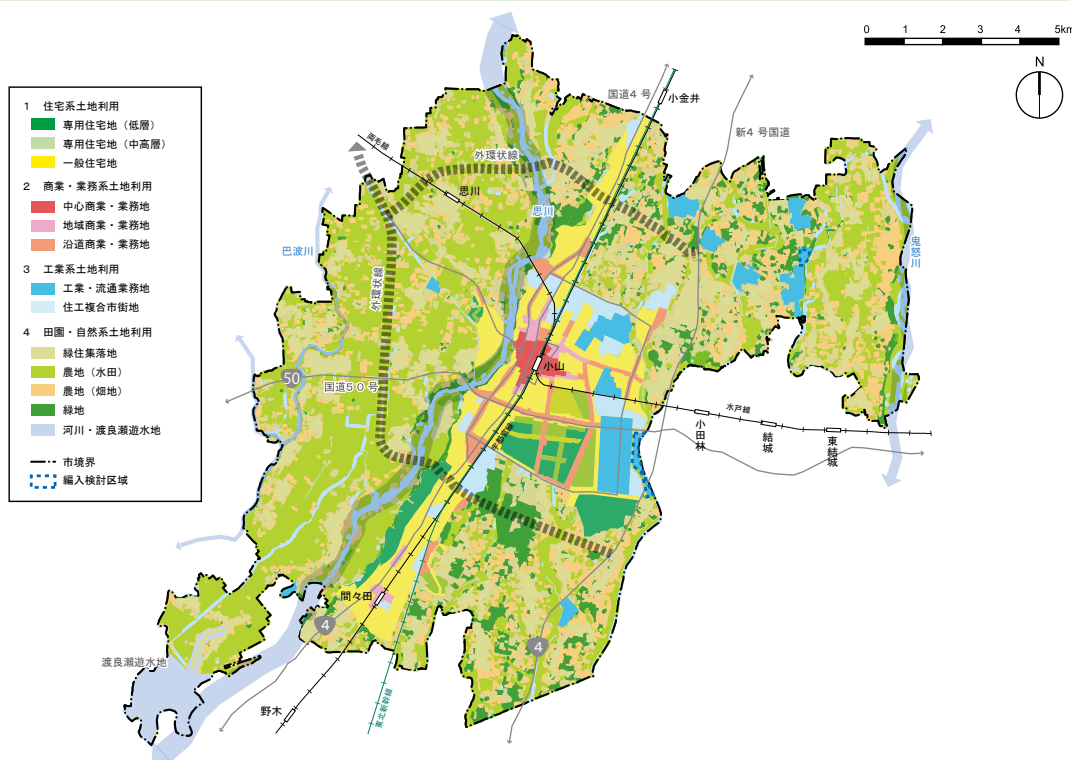
田園環境の保全

■ 田園・自然系土地利用

無秩序な市街化の抑制と豊かな自然環境の保全を行います。

空き家等の既存ストックを活用した移住支援などにより、地域コミュニティの維持とスプロール化の防止を図ります。農地や緑地等においては、自然環境の保全による豊かな田園・自然環境の形成を図るとともに田園環境と調和した地域振興を図ります。

- ・緑住集落地 ・農地・緑地 ・河川・渡良瀬遊水地



交通・道路体系

- 車がなくても、徒歩や公共交通機関によって、どこにでもアクセスできる利便性の確保を目指します。
- 鉄道やコミュニティバスといった公共交通ネットワークの形成と道路網の充実を図ります。



■ウォーカブルシティの整備

まちなかの賑わい創出に加えて、徒歩や自転車、公共交通機関でどこにでもアクセスできる利便性や、安全な歩行環境の整備を推進します。

歩行者・自転車道の回遊性ネットワークの形成やユニバーサルデザインの導入により、誰もが安全で快適に移動できる歩行者・自転車空間を確保します。

- ・歩行者空間
- ・人中心の道路空間への改変
- ・自転車空間の整備

■公共交通体系の整備

鉄道とコミュニティバスを基幹的な公共交通軸として位置付け、小山駅を中心に各拠点とのアクセスを確保した公共交通ネットワークを形成します。

環境にやさしい低炭素型交通ネットワークの実現に向けて、徒歩・自転車による移動や、IoT（※）を生かした公共交通の利用を促進するとともに、利用者のニーズに対応した、利便性の高い柔軟な公共交通システムを構築します。

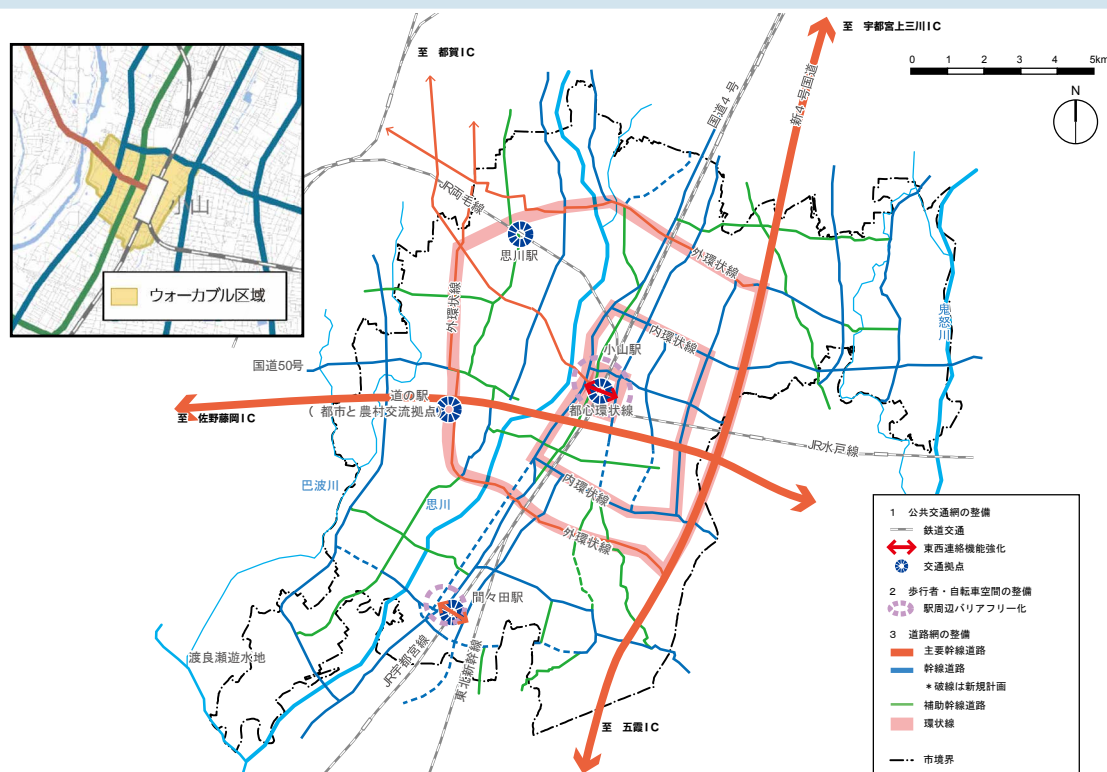
（※ Internet of Things のことで、さまざまなものをインターネットでつなぎ、便利に活用できるようにすること）

- ・鉄道交通
- ・バス交通
- ・交通拠点
- ・駐車場
- ・駐輪場

■道路交通体系の整備

都市基盤の充実や土地利用を考慮した上で、計画的かつ効率的な道路整備および維持管理を推進します。周辺都市とのアクセス強化とともに、都市内へ侵入する通過交通を抑制し、都市内の円滑な交通処理を図ります。

- ・幹線道路
- ・補助幹線道路
- ・生活道路
- ・都市計画道路



- 火災・風水害・地震等の災害による被害を未然に防ぐとともに、適切な応急・復旧が行える、災害に強い都市づくりを推進します。
- 地形や植生などの自然環境や人工構造物とみどりを適切に組み合わせたグリーンインフラの整備や、集水域から氾濫域にわたる流域のあらゆる関係者で水害対策を推進する流域治水の考えに基づき激甚化・頻発化する災害リスクの軽減を図ります。

■ 都市の防災性向上

災害による被害を最小限に留めるため、地区の実状にあわせ、建築物の防火性向上や耐震化を促進するとともに、避難路および緊急輸送道路の整備、避難場所となる公園の整備等の被害拡大の防止策の実施や、災害ごみの仮置場等、復旧復興の備えとしてのオープンスペースの確保、防災・減災のためのグリーンインフラの推進等、都市の防災性の向上に努めます。

- ・ 土地・建物利用
- ・ 道路・公園等
- ・ 雨水処理機能（内水・外水）
- ・ 延焼遮断帯機能
- ・ 災害に強いライフライン
- ・ グリーンインフラによる防災性向上

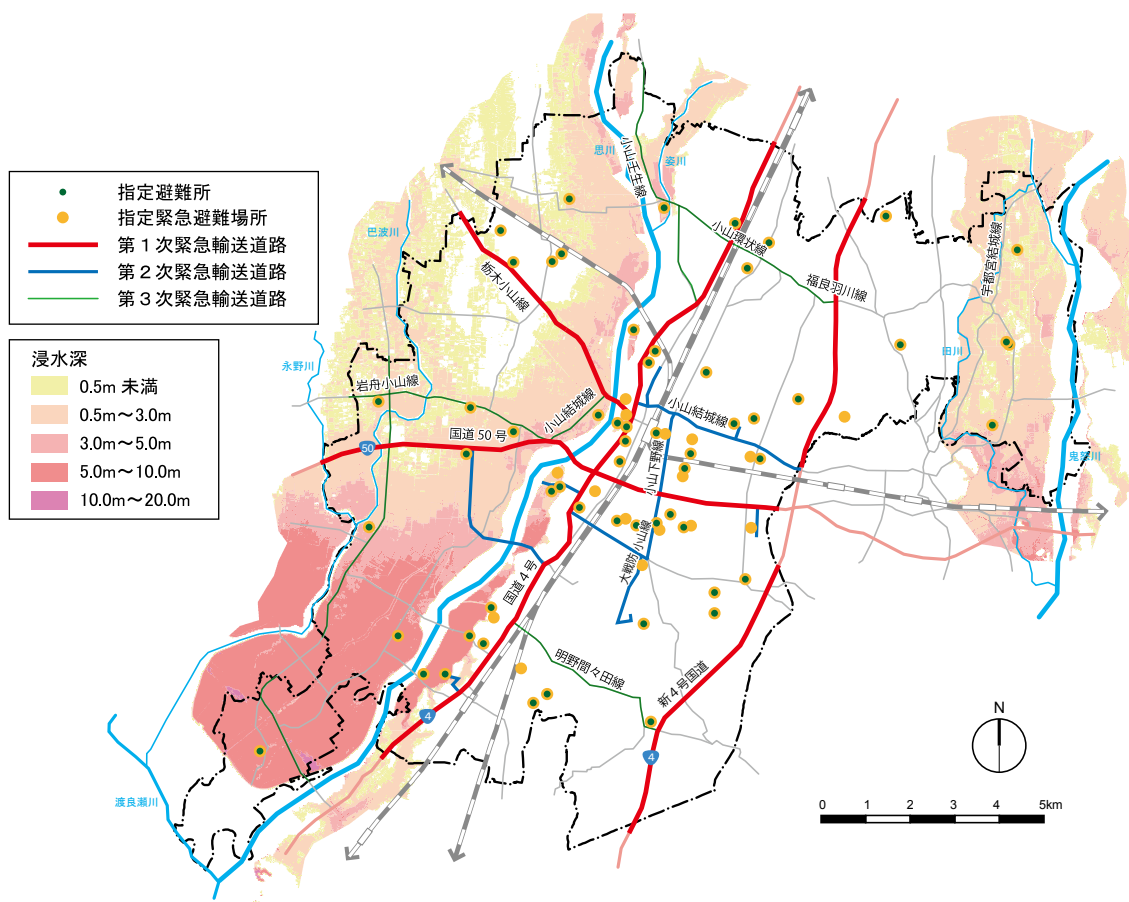
■ 災害時の防災拠点・体制

災害時、安全かつ迅速に避難できるような避難路および避難場所を確保するとともに、地域の防災拠点の整備を進めます。また、防災体制の充実、強化を図るとともに、災害発生時に必要な応援体制の構築に努めます。

- ・ 避難路・指定避難所・指定緊急避難場所・防災拠点等
- ・ 広域応援体制の整備・定期的な点検訓練の実施



かまどベンチ



「都市環境」の景観形成

- 土地利用や場所の特性に合わせた空間形成を図り、メリハリのある都市景観の形成を行います。
- 空き地・空き家等の適正な維持管理を促し、ゆとりのある空間の確保による歩行空間の形成、緑化の推進等により、魅力的で美しい景観の創出に取り組みます。

■ 住宅地

宅地内緑化を推進し、自然環境と調和・融合した住宅地景観の形成を図ります。空き家や低未利用地の適正管理の指導等により、住宅景観の維持・向上を図ります。

■ 商業地

地区計画制度や景観計画の活用等を通じて、安全で魅力ある市街地の景観づくりを推進します。また、ウォークアブル空間の確保、街路樹による緑化、空き家等の利活用を推進し、安全で楽しく快適に歩けるまちなかの景観形成を図ります。



小山駅前の祇園城通り

■ 工業地

工業団地等の敷地内緑化やブロック塀・フェンスのセットバックによる境界部分の緑化等、周辺の自然や住宅地と調和した工業地景観の形成を図ります。

■ 道路・歩行者 / 自転車空間

やすらぎとのおいを感じる景観形成を図るため、街路樹や道路照明等を整備するほか、適所にオープンスペースを設けます。



清水坂

■ 公共施設・歴史文化

公共施設や大規模な公園については、景観形成の模範となる高品質なデザインを推進します。歴史的建築物や文化財、神社・仏閣等においては、貴重な景観資源として保存し、小山の歴史や文化が感じられる歴史的景観の形成を推進します。

「田園環境」の景観形成

- 思川や平地林をはじめとした豊かな自然環境を保全・活用した、小山らしい景観の形成・誘導を図ります。
- 生態系に配慮した景観デザインの創出を図ります。

■ 市街地のみどり

市街地内の緑を守り、自然環境と共生した緑豊かな市街地の景観形成を促進します。

■ 農村集落

農地・農業用水等の地域資源の保全や植栽等による景観形成等により、農村の良好な環境を維持、保全するとともに、文化の伝承、良好な農業経営による景観形成を推進します。

■ 平地林・田園風景

市内に散在する平地林の緑と田園風景を保全し、多様な自然環境の連続性やまとまりある緑地景観の形成を促進します。



小山市の
田園風景

■ 河川・遊水地

思川等の河川および渡良瀬遊水地の自然環境と景観を守るため、生態系に配慮した親水空間の整備、アメニティ資源としての活用と景観の保全を図ります。



渡良瀬遊水地とコウノトリ

13 みどり

都市における緑地は、良好な都市環境や、健康で文化的な生活の基盤となる市民共通の資産であり、現在だけでなく将来の市民もその恵沢を享受できるよう、その保全と創出に取り組む必要があります。

本計画において扱う緑地は大きく分けて2種類で、「施設緑地」と「地域制緑地」があります。ここでいう緑地は樹林地や草地だけでなく、水辺や農地など良好な自然的環境を形成しているもの全体をさします。

施設緑地

都市公園などのように、都市施設として設置して維持していく緑地のことです。

■ 公共施設緑地

都市公園法で規定する都市公園のほか、市民農園、道路の植栽帯、河川緑地などの、公的な管理がされていて公園緑地に準ずる機能を持つ施設のこと。

■ 民間施設緑地

寺社境内地や解放されている企業グラウンドなど、公園緑地に準ずる機能を持つ施設のこと。

地域制緑地

既存の緑地を保全していくために、都市計画法や都市緑地法、森林法、農振法などの法律に基づく地区指定をしたり、協定を結ぶなどして保全していく緑地（平地林、農地等）のことです。

みどりの確保目標

みどりの確保目標を設定し、みどりの保全・創出、活用・整備を推進します。

方針1

都市公園の整備目標について

整備水準の標準である、市民一人当たり都市公園面積10㎡を目指します。

方針2

都市公園以外の施設緑地の整備目標について

公共施設については30%以上のみどりの確保を目指すとともに、社寺林の保全を推進します。

方針3

地域制緑地の整備目標について

農地をはじめとする地域制緑地については、関連計画に沿った保全を推進するとともに、思川周辺の河岸段丘林の保全を行います。



緑地の確保目標

基準年次 令和4(2022)年		都市公園の整備や 緑地の保全		目標年次 令和22(2040)年	
将来市街地面積に対する 市街地内緑地面積と割合		約 59.5 ha 増		約 111.3 ha (3.3%)	
都市公園面積	約 51.8 ha	都市公園の整備	約 6.8 ha	約 58.6 ha	
都市公園以外の施設緑地	—	社寺林の保全	約 13.7 ha	約 13.7 ha	
地域制緑地	—	河岸段丘林の保全	約 39.0 ha	約 39.0 ha	
都市計画区域面積に対する 緑地面積と割合		約 69.9 ha 増		約 642.2 ha (3.7%)	
都市公園面積	約 155.1 ha	都市公園の整備	約 10.2 ha	約 165.3 ha	
都市公園以外の施設緑地	約 413.9 ha	社寺林の保全	約 13.7 ha	約 427.6 ha	
地域制緑地	約 3.3 ha	河岸段丘林の保全	約 46.0 ha	約 49.3 ha	

都市公園の整備目標

一人当たり都市公園面積を都市公園法施行令で定める標準面積(10㎡)以上となるよう整備を推進します。

年次	都市公園面積	人口	一人あたり 公園面積
基準年次 2022(令和4)年	約 155.1 ha	約 167.1千人	9.3 ㎡/人
目標年次 2040(令和22)年	約 165.3 ha	約 163.1千人	10.1 ㎡/人

みどりの保全および緑化の推進のための施策

緑地の整備・管理方針

■ 施設緑地の整備・活用・管理方針

【都市公園】

- ・ 市民一人当たり都市公園面積の標準面積（10㎡ / 人）の確保を図りつつ、既存公園施設の長寿命化・バリアフリー化および既存公園の再整備等を推進します。
- ・ 樹木の剪定や補植等の管理業務を強化するほか、公園愛護里親会の活動支援、Park-PFI の導入・公園活用事業の推進および市民のニーズ等に合わせた公園の利活用を推進します。



【その他の施設緑地】

● 公共施設緑地

- ・ 思川の既存の堤防を活用した回遊性向上の取組みを実施します。
- ・ 渡良瀬遊水地、大沼周辺、古墳・遺跡・城跡周辺の緑地等の維持・保全を実施します。
- ・ オープンスペース等の公共施設緑地の確保が図られるよう誘導します。
- ・ 地域の環境特性に応じ、よりよい農村環境の保全に努めます。
- ・ 都市農地については、計画的な保全の検討に取り組みます。

● 民間施設緑地

みどりのまちづくり条例等を活用しつつ、社寺林や民有樹林地等の保存樹林指定等を検討します。

■ 地域制緑地等の保全・活用方針

- ・ 保全の重要度が高い地域を選定し、具体的な法令等に基づく指定の必要性について、管理協定制度の活用等を考慮しながら検討します。



緑化の推進のための施策

■ 施設緑地の緑化の推進

- ・ 脱炭素化や生物多様性確保に配慮したみどり豊かな都市環境の形成を図るため、都市公園をはじめとする公共施設等の整備にあたっては計画的にみどりの確保を行うとともに、民有地における緑化を促進することにより、総合的な都市の緑化を推進します。

■ 地域制緑地によるみどり空間の保全・活用

- ・ 人と環境にやさしい農業を推進するとともに、農業体験活動等の都市と農村の交流の機会を提供します。
- ・ 自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めるため、食の体験学習における取組みの充実を図ります。
- ・ 生物多様性やカーボンニュートラルに寄与する平地林の保全・維持管理の仕組みづくりを行います。

■ 緑化の推進に向けた体制強化

- ・ 緑地所有者、地域団体、市のパートナーシップの強化、各種保全策の具体化と助成制度の充実、推進体制の確立を図ります。

みどりの配置方針

■ みどりのネットワークの構築

動植物の生息地・生育地としてのみどりの規模や連続性等を考慮してみどりを配置し、適正に管理することで、これらのみどりによる有機的なネットワークの形成を目指します。

- ・「田園環境都市 おやま」の地形を活かしたネットワーク
- ・みどりが持つ多様な機能をまちづくりに生かす「グリーンインフラ」の効果を最大限引き出すネットワーク

【みどりの機能・系統】

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| ・環境保全 | 市民の生活環境や生物多様性をはぐくむ みどり |
| ・歴史・文化 | 地域の歴史・文化とともに継承されてきた みどり |
| ・レクリエーション | 市民の憩いの場、スポーツの拠点としての みどり |
| ・景観形成 | 小山らしい田園景観を構成する みどり |
| ・防災 | 安心・安全なまちをつくる防災・減災の機能をもつ みどり |

